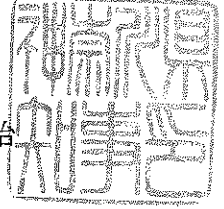


水第1643号
令和3年9月16日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可の有効期間	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ、ばかがいを目的とする手繰第 3 種漁業	1	15 トン未満の申請があった総トン数	定めなし	共第 3 号共同漁業権の漁場の区域のうち、三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位 103 度 18.4 分の線以北の海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市上宮田に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、ばかがいを目的とする手繰第 3 種漁業を営むことについて、共第 3 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 3 年 11 月 11 日から令和 8 年 6 月 26 日まで	令和 3 年 10 月 4 日から同年 11 月 4 日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。